

平成29年12月15日
中 栄 信 用 金 庫

お客さま各位

個人番号の利用目的の変更について

中栄信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）に定める個人番号の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預金口座付番^{*}が開始される平成30年1月1日からといたしますので申し添えます。

記

【個人番号の利用目的】

(利用目的)

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため

※平成27年9月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座と個人番号を紐付けることです。

以上